

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外 3 - 7

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 3 月19日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 スラヴォミール・クルパ
(Slawomir KRUPA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 754,000米ドル（円貨換算額112,745,620円）
（上記の円貨換算額は 1 米ドル = 149.53円の換算率（2025年 3 月18
日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行により発表された米ドル／円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値）による。）

【発行登録書の内容】

提出日	2024年10月23日
効力発生日	2024年10月31日
有効期限	2026年10月30日
発行登録番号	6 - 外 3
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6 - 外 3 - 1	2024年12月 3 日	81,200,000トルコ・リラ (354,844,000円)	該当事項なし	

6 - 外 3 - 2	2024年12月12日	304,000,000円	該当事項なし	
6 - 外 3 - 3	2025年 1 月20日	1,257,000,000円	該当事項なし	
6 - 外 3 - 4	2025年 1 月23日	1,297,000米ドル (200,295,710円)	該当事項なし	
6 - 外 3 - 5	2025年 2 月20日	714,000米ドル (106,864,380円)	該当事項なし	
6 - 外 3 - 6	2025年 2 月28日	12,530,000豪ドル (1,178,446,500円) (注)	該当事項なし	
実績合計額		3,401,450,590円	減額総額	0 円

(注) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2025年3月31日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された社債の円貨換算額は1豪ドル=94.05円の換算率(2025年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表された豪ドル/円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買取相場の仲値)による。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 496,598,549,410円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

< ソシエテ・ジェネラル 2028年3月28日満期 米ドル建社債に関する情報 >

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	754,000米ドル
売出価額の総額	754,000米ドル

本社債の利率は年率3.34%であり、2025年3月28日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。

2 【売出しの条件】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券 - 売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2025年3月28日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還されない限り、2025年9月28日を初回として、毎年3月28日および9月28日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき16.70米ドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2025年3月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年3月19日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし